

まちかど救急ステーション表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不慮の事故や急病により呼吸・脈拍が停止するなど、重篤な傷病者が発生した際に、迅速な応急手当ができる事業所又はその他の団体（以下「事業所等」という。）をまちかど救急ステーションとして表示するために必要な事項を定めるとともに、市民による安全・安心のまちづくりを推進し、救命率の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちかど救急ステーション まちかど救急ステーション表示証交付書（以下「交付書」という。）及びまちかど救急ステーション表示証（以下「表示証」という。）を交付した事業所等をいう。
- (2) 救命講習等 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成5年3月30日消救第41号）に基づく普通救命講習及び上級救命講習等をいう。
- (3) A E D 自動体外式除細動器をいう。

(交付の申請)

第3条 交付を受けようとする事業所等は、消防局長にまちかど救急ステーション表示証交付申請書（別記様式第1号）により申請を行うものとする。

(交付の要件)

第4条 まちかど救急ステーションは、次の各号のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 常時使用可能な状態に整備されたA E Dを設置していること。
- (2) 救命講習等を受講している職員、従業員等が公開時間又は営業時間に勤務していること。
- (3) 前号の職員、従業員等の再講習については、3年を目安として受講していること。

(審査)

第5条 消防局長は、第3条の申請があった場合、前条の要件を満たしているかどうかについて審査を行うものとする。

(交付書及び表示証の交付)

第6条 消防局長は、審査の結果、第4条の要件を満たしていると認めるときは、申請を受理した日から7日以内に当該事業所等に対し、交付書（別記

様式第2号)及び表示証(別記様式第3号)を交付するものとする。

(表示証の表示)

第7条 まちかど救急ステーションは、表示証を当該事業所等の最も見やすい場所に表示するものとする。

(表示証の譲渡又は貸与の禁止)

第8条 まちかど救急ステーションは、表示証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(表示証交付簿の備え付け)

第9条 交付書及び表示証の交付に際して、消防局長は、まちかど救急ステーション表示証交付簿(別記様式第4号)を備え付け、交付書及び表示証の交付に関する事業所名、住所及び交付年月日等の必要事項を記録するものとする。

(表示証交付の取消し及び返還)

第10条 消防局長は、まちかど救急ステーションが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該表示証の交付を取り消すものとする。この場合において、消防局長は相手方に対し、まちかど救急ステーション表示証交付取消通知書(別記様式第5号)を送付するものとする。

(1) 事業を廃止し、又は休止したとき。

(2) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、まちかど救急ステーションとして表示することが適当でないとき消防局長が認めるとき。

2 前項の規定により表示証の交付を取り消されたまちかど救急ステーションは、速やかに表示証を消防局長に返還しなければならない。

(変更又は表示証の損傷等の届出)

第11条 まちかど救急ステーションは、まちかど救急ステーション表示証交付申請書の記載内容に変更が生じたとき又は表示証を損傷し、若しくは亡失したときは、まちかど救急ステーション(申請内容変更・表示証損傷等)届出書(別記様式第6号)により、消防局長に届け出るものとする。

(事後確認)

第12条 消防局長は、まちかど救急ステーションに対して第4条の交付要件を満たしているかどうかを、1年に1回確認するものとする。

(広報)

第 13 条 消防局長は、第 6 条に基づき交付した事業所等について、当該事業所等の同意を得たうえで、まちかど救急ステーションの事業所名及び住所をホームページ及び広報紙等に掲載し、事業の推進を行うものとする。

(所掌)

第 14 条 この要綱に関する事務は、消防局警防課において所掌するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。